

市民委員会資料③

1 平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第21号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

参考資料 議案第21号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

市民・こども局

(平成26年2月13日)

議案第 2 1 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

「川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約」において、事業契約書第 7 1 条に、「3%以上の物価変動が生じた場合、契約金額の改定を行う。」との規定があることなどから、平成 2 5 年第 1 回川崎市議会定例会において変更議決された契約金額を変更するものである。

1 変更金額

契約金額「3,673,223,484円」を「3,728,281,578円」に変更する。

2 変更の内容

(1) サービス購入料 B (運営費・維持管理費・その他)

【作業報酬下限額の変更による改定】

	提案時において指定管理者が示した最低額 (900円)
平成 23 年度 (作業報酬下限額 893 円)	該当なし
平成 24 年度 (作業報酬下限額 899 円)	該当なし
平成 25 年度 (作業報酬下限額 907 円)	年間総労働時間 38,710 時間 (対象人員 25 人) 38,710 時間 × (907 円 - 900 円) = 270,970 円
平成 26~32 年度 (作業報酬下限額 907 円)	年間総労働時間 38,710 時間 (対象人員 25 人) 38,710 時間 × (907 円 - 900 円) = 270,970 円 270,970 円 × 7 年間分 = 1,896,790 円 (増額分)

※ 時間及び人員については、提案時において指定管理者が示した数

(2) サービス購入料 C (光熱水費)

【変更前】 481,087,439円 (消費税額 22,908,918円)

【変更後】 518,491,183円 (消費税額 34,781,485円)

【変動値】 ■ 電気料金

平成 26 年度対象 7.9% (比較対象：平成 24 年 ⇄ 平成 25 年)

■ ガス料金

平成 26 年度対象 11.1% (比較対象：平成 24 年 ⇄ 平成 25 年)

※ 「国内企業物価指数」 電力・都市ガス・水道 (日本銀行調査統計局)

(3) 消費税法変更に基づく改定

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、サービス購入料B及びサービス購入料Cの改定をするもの。

(4) 契約金額の内訳一覧

〈変更前〉

(単位：円)

	サービス 購入料 A	サービス 購入料 B	作業報酬下限額	サービス 購入料 C	合 計
平成 22 年度	2,272,875,500 円	16,636,000 円	—	846,309 円	2,290,357,809 円
平成 23 年度	—	75,036,000 円	—	40,315,654 円	115,351,654 円
平成 24 年度	—	75,036,000 円	—	42,537,710 円	117,573,710 円
平成 25 年度	—	75,036,000 円	270,970 円	46,809,856 円	122,116,826 円
平成 26～32 年度 ※ 7 年間分計		525,252,000 円	—	327,668,992 円	852,920,992 円
消費税及び 地方消費税相当額	113,643,775 円	38,349,800 円	—	22,908,918 円	174,902,493 円
合 計	2,386,519,275 円	805,345,800 円	270,970 円	481,087,439 円	3,673,223,484 円

〈変更後〉

(単位：円)

	サービス 購入料 A	サービス 購入料 B	作業報酬下限額	サービス 購入料 C	合 計
平成 22 年度	2,272,875,500 円	16,636,000 円	—	846,309 円	2,290,357,809 円
平成 23 年度	—	75,036,000 円	—	40,315,654 円	115,351,654 円
平成 24 年度	—	75,036,000 円	—	42,537,710 円	117,573,710 円
平成 25 年度	—	75,036,000 円	270,970 円	46,809,856 円	122,116,826 円
平成 26～32 年度 ※ 7 年間分計	—	525,252,000 円	<u>1,896,790 円</u>	<u>353,200,169 円</u>	<u>880,348,959 円</u>
消費税及び 地方消費税相当額	113,643,775 円	<u>54,107,360 円</u>	—	<u>34,781,485 円</u>	<u>202,532,620 円</u>
合 計	2,386,519,275 円	<u>821,103,360 円</u>	<u>2,167,760 円</u>	<u>518,491,183 円</u>	<u>3,728,281,578 円</u>

※ サービス購入料A及びサービス購入料Bの物価変動による金額は、変更していない。

※ 下線の部分が今回変更を行うものである。